

「北見市鳥獣被害防止計画（案）」に対する市民のみなさま からのご意見を募集します。

北見市では、平成22年度に北見市鳥獣被害防止計画を策定し、地元猟友会及び各関係機関各所の協力を得ながら、鳥獣による被害拡大防止及び被害減少を目指して参りましたが、本年度で計画が終了することから、新たに北見市鳥獣被害防止計画〔平成31年度から平成33年度〕を策定し、引き続き計画的に農業被害の軽減を推進するものです。

このたび、同計画（案）がまとまりましたことから、公表し広く市民のみなさまからご意見を募集いたします。

◆公表する資料（意見を募集する内容）

北見市鳥獣被害防止計画（案）

- ・「北見市鳥獣被害防止計画（案）」は、次の場所において閲覧できます。
北見市農林水産部農政課（第2分庁舎3階）、端野総合支所産業課、常呂総合支所産業課、留辺蘂総合支所産業課、温根湯温泉支所、留辺蘂図書館、まちきた大通ビル庁舎4階案内

◆意見の募集期間

平成31年1月28日（月）～平成31年2月28日（木）必着

◆意見の提出できる方

1. 市内に住所を有する者
2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
3. 市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
4. 市内に所在する学校に在学する者
5. 上記に掲げるもののほか、北見市鳥獣被害防止計画（案）に利害関係を有する者

◆意見の提出方法

計画（案）に対するご意見は、次の方法により提出してください。

その場合、住所、氏名（法人その他の団体にあつては名称と代表者名）、電話番号若しくはメールアドレスを明記してください。

なお、提出された個人情報「北見市個人情報の保護に関する条例」に基づき適正に取り扱います。

電話によるご意見の受付はいたしませんのでご了承ください。ご意見への個別回答はいたしません。いただいたご意見を取りまとめた後、市の考え方を含め公表いたします。

■意見書様式による提出

- ・郵送、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出してください。
- ・意見書様式

（上記に掲げた資料閲覧場所に備え付けてあります。なお、ホームページからもダウンロードできます。）

・提出先

- ・郵送の場合 〒090-0024 北見市北4条東4丁目6番地 第2分庁舎3階
北見市農林水産部農政課農業振興係
- ・持参の場合 北見市農林水産部農政課及び上記に掲げた資料閲覧場所の窓口
- ・FAXの場合 0157-25-1181
- ・E-Mail の場合 nosei@city.kitami.lg.jp

◆意見の取り扱い

1. 氏名、住所等の個人情報、提出された意見等の内容や趣旨を確認する場合にのみ使用し、北見市個人情報の保護に関する条例の規定に基づき適正に取り扱います。
2. 提出された意見書の返却はいたしません。また、提出された意見に対する個別の回答はいたしません。
3. 提出された意見は、個人情報を除き、意見の概要及び市の考え方を、後日、資料の閲覧場所等で公表します。その際、提出された意見については、趣旨を変えない範囲で表現を簡略化したり、同趣旨のものは適宜、取りまとめることがあります。
4. 北見市鳥獣被害防止計画（案）に直接関係のない意見は公表しません。

お問合せ： 北見市農林水産部 農政課農業振興係 TEL 0157-25-1142